

## 成果の説明書

(氏名) 谷口 聡	(学部) 経済学部
<p>1 重要事項</p> <p>以下に本説明書の報告者（谷口聡）は、2018年度における「研究活動の成果」に限定してその概略を記述する。</p> <p>(1) 不法行為における「被害者の素因」に関する研究</p> <p>この研究は報告者のライフワークである。すなわち、交通事故などの人身損害発生に際して、被害者が自身の身体や精神に脆弱性を有していた場合、その賠償額をどのように評価すべきかという問題である。最高裁判例理論はすでに形成されているが、学説上は決着がついてない。そこで、最新の下級審の判例を整理して、問題点を検討・考察し拙稿を公表した（「交通事故訴訟における『被害者の身体的特徴』概念の現況」地域政策研究 21 巻 1 号(2018)、および、「交通事故訴訟における『被害者の身体的特徴』概念の最新状況」地域政策研究 21 巻 2 号(2018)）。</p> <p>(2) 学校事故の損害賠償実務の研究</p> <p>いわゆる学校事故による訴訟において公務員たる教諭などの過失が認定される場合には、国家賠償法 1 条 1 項が適用されるが、学校が管理・設置する工作物または営造物に瑕疵（欠陥）があって児童・生徒が被害者となった場合には、同法 2 条 1 項が適用対象となる。しかし、同法 2 条 1 項が学校事故で適用されるケースは非常に少ないため、その裁判例を考察することを試みた。「県立高校プール事故国家賠償請求事件」の判例評釈は、『問答式学校事故の法律実務』追録 94・95(2018)に掲載の機会を得た。また、これとは別に、裁判例の総合的検討を行った拙稿「学校事故における工作物・営造物責任に関する裁判例の検討」産業研究（地域科学研究所紀要）54 巻 2 号の発表の機会も得ることができた。</p> <p>(3) 要物契約論と諾成契約論の研究</p> <p>2017 年に大改正されたわが国の民法典の規定は 2020 年に施行される。この大改正において、いわゆる金銭などの貸し借りをする契約（消費貸借契約）の規定も大きく改正された。「要物契約」とは、契約成立に合意のみならず物の引渡を要件とする契約のことであるが、従来のわが国の民法は消費貸借を要物契約として規定してきた。この規定（民法 587 条）は今般の民法大改正においても存置されることとなった。しかし、ドイツ民法の大改正（2002 年の債務法現代化法施行）に目を向けると、すでに、要物契約としての消費貸借は排除され、「諾成契約」（合意のみで成立する契約）へと条文上の転換が明確に図られた。そのような事情と現在の議論を検討したものを拙稿として発表した（「ドイツ民法典における要物契約としての消費貸借契約に関する一考察」高崎経済大学論集 61 巻 3・4 号(19 年 3 月)）。</p> <p>(4) 科学研究費の分担研究者としての研究</p> <p>報告者は、本学地域政策学部の熊澤利和教授を代表者とする科学研究費の研究「緩和ケア及び看取りにおける意思決定プロセスの倫理的・法的側面に関する探索的研究」JSPS（課題番号[16K15306]）の分担研究者であり、当該研究は 2018 年度が最終年度となっている。この研究の分担研究者として、報告者は主に患者の終末期における延命治療などに関する意思決定の問題を法律学的側面から分析することを担当した。当該研究の報告者の最終年度の研究成果は以下のようなものである。</p> <p>① 終末期医療に関して、わが国では例外を除いてほとんど制定法が存在していない。刑事事件訴訟における判例・裁判例、厚生労働省のガイドライン、および、各医療関係団体が公表するガイドラインが終末期医療の規範を形成している。これに対して、欧米諸国では法律により終末期医療の遂行プロセスが明確に規</p>	

定されている。このうち、ドイツでは、国家の主要な法典である民法典 (BGB) に診療契約や事前指示書に関して規定が置かれている。このようなドイツ民法における議論を検討して整理した内容を学会報告する機会をいただいた(九州法学会第 123 回学術大会 2018 年 5 月 26 日・於：福岡大学)。なお、報告内容の抄録は「九州法学会会報 2018 年」に掲載されている。

- ② 上記と同じく、ドイツ民法典に明文の規定を有している「患者の事前指示書」の規定 BGB1901a 条に関する学説上の議論をまとめて検討したものを拙稿として発表する機会を得た(「ドイツ民法典における『患者の事前指示書』規定に関する一考察」高崎経済大学論集 61 巻 1・2 号(2018))。
- ③ わが国では、医療関係団体が公表している終末期医療に関するガイドラインも医療現場における現実の重要な行動指針となる役割を担っていることから、それらガイドラインについて公表された順に歴史的時系列で整理して、類似点、相違点などを比較検討して、長所・短所を掘り下げて、検討課題を提示した拙稿の公表の機会を得た(「終末期医療に関する医療関係団体のガイドライン」産業研究 54 巻 1 号(2018))。
- ④ 当該科研費研究のため、前年度の 2017 年 9 月に研究代表者である熊澤教授および淑徳大学郷堀ヨゼフ准教授とチェコ共和国に渡航し、緩和ケアセンターなどへ面接・ヒアリング調査を実施した成果を法的議論に着目して整理し、拙稿を公表する機会を得た(「チェコ共和国における終末期医療と法規範」高崎商科大学紀要 33 号(2018))。
- ⑤ 終末期医療で重要な要素となる患者の事前指示書は、わが国では何ら法的根拠が認められてはいない。ただし、世間一般にいわゆる「エンディングノート」と称されるものの普及は進んでいるようにも思われる。そのような中、自治体の独自の、かつ、直接的な施策として、エンディングノートの普及に取り組んでいるところがあることが判明した。宮崎市(宮崎県)では、「わたしの想いをつなぐノート」と称する独自のエンディングノートの普及を図っている。このような自治体の施策について、面接・ヒアリング調査を実施したうえで、内容を整理して、拙稿を公表する機会を得た(「『事前指示書』の普及に対する自治体の取り組み—宮崎市の“エンディングノート”を素材として—」地域政策研究 21 巻 3 号(2019 年 2 月))。

## 2 その他の事項

その他、不法行為法研究会(明治大学法学部新美育文教授主幹)において 2018 年 10 月 27 日(於：成文堂本社ビル)に研究報告の機会を得た。いわゆる「JR 認知症訴訟事件」に関する研究報告であった。認知症患者のように精神上的判断能力が著しく不十分な者が社会で引き起こす問題(損害惹起)について、その発生損害は社会における誰が負担するスキームが適切であるのかを、超高齢社会を迎えたわが国は再検討すべき時期に来ているとの考えに基づいた報告を行った。

## 3 次年度以降の計画・抱負

- ◇上記 2 で掲げた問題の検討を進めたい。
- ◇上記 1 (3)についても検討をすすめたい。
- ◇終末期医療と法規範の問題について、英米法の状況にも考察を加えたい。
- ◇ライフワークである上記 1 (1)の「被害者の素因」の研究についても進展を図りたい。